

第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針及び大阪府の成果目標と基本的な考え方

国及び府が示す成果目標の考え方は以下のとおりです。これらに基づき、今後能勢町の計画に示す成果目標を検討していきます。

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
1 福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	①地域生活への移行者数 令和 11 年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。	①地域生活への移行者数 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末時点で令和7年度末の施設入所者の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標設定すること。	国の成果目標と同一
	②施設入所者数の削減 令和 11 年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を <u>5%以上</u> 削減することを基本とする。	②施設入所者数の削減 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充等に加えて、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和 11 年度末時点で令和7年度末の施設入所者数の <u>3.1%以上</u> 削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。	国基準と異なる目標値 の設定
2 精神障がい にも対応した ケアシステムの 構築	①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 令和 11 年度における精神障がい者※の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を <u>319.3 日以上</u> とすることを基本とする。 当該目標値の設定時点で精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均が 319.3 日以上である場合は、当該目標の設定時における平均生活日数以上とすることを基本とする。 ※精神病床への入院後 1 年以内に退院した者に限る	①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数を <u>324.0 日以上</u> とする。 ※令和5年度の大阪府の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数は 324.0 日であり、都道府県の中央値である 319.3 日以上である。	国の基本方針の趣旨に 準拠

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	②精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者) 令和 11 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者【新規】)を設定する。(国が提示する推計式を用いて目標値を設定)	②精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者) 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、令和 11 年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定することとする。 なお、各市町村においては、令和7年6月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けないこととする。	国の基本方針の趣旨に準拠
	③退院患者の精神病床への 30 日以上再入院率【新規】 令和 11 年度における精神病床への 30 日以上再入院率 退院後 90 日時点: <u>10.3%以下</u> 退院後 180 日時点: <u>17.4%以下</u> 退院後 365 日時点: <u>25.7%以下</u> 当該目標値の設定時点で退院患者の 30 日以上再入院率が上記より低い場合は、当該目標の設定時における 30 日以上の再入院率以下とすることを基本とする。	③退院患者の精神病床への 30 日以上再入院率 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度における退院患者の精神病床への 30 日以上再入院率について、次のとおり設定する。 退院後 90 日時点: <u>9.2%以下</u> 退院後 180 日時点: <u>15.4%以下</u> 退院後 365 日時点: <u>23.3%以下</u> ※令和5年度の大阪府の退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率は都道府県の中央値より低い。	国の目標設定の考え方に準拠
	④心のサポーター数【新規】 令和 15 年度末までに、心のサポーター数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標設定することを基本とする。	④心のサポーター数 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度の心のサポーター数を 37,191 人以上とする。各市町村においては、この目標値を将来推計人口で按分した数値を下限に目標設定すること。	国の目標設定の考え方に準拠
	⑤住民のこころの状態(K6)【新規】 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。	⑤住民のこころの状態(K6) 国の基本指針の趣旨を踏まえ、K6という尺度を活用し、評価する。	国の基本方針の趣旨に準拠

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
3 福祉施設から一般就労への移行等	①一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 令和 11 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和6年度実績の <u>1.31 倍以上</u>とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 11 年度中に令和6年度実績の <u>1.14 倍以上</u>、概ね <u>1.52 倍以上</u>、概ね <u>1.67 倍以上</u>とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が<u>5割以上</u>の事業所を5割以上とすることを基本とする。	①一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 国の基本指針を踏まえ、令和 11 年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の <u>1.31 倍以上</u>とし、具体的には、就労移行支援事業については <u>1.14 倍以上</u>、就労継続支援A型事業については <u>1.52 倍以上</u>、就労継続支援B型事業については <u>1.67 倍以上</u>とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所については、大阪府の実情を踏まえて、国基準以上の<u>6割以上</u>とする。	就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数については、国と同一の目標値設定 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合については、大阪府の実情を踏まえ、目標値を設定
	②就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所、協議会を活用した取組みの推進 就労定着支援事業の利用者数については、令和 11 年度末の利用者数を令和6年度末実績の <u>1.47 倍以上</u>とすることを基本とする。 就労定着率については、令和 11 年度中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の<u>2割5分以上</u>とすることを基本とする。 また、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。	②就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所、協議会を活用した取組みの推進 国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和 11 年度末の利用者数を令和6年度末実績の <u>1.47 倍以上</u>とする。 就労定着率については、令和 11 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を<u>2割5分以上</u>とする。 また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。(全市町村に設置)	国の成果目標と同一

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
3 福祉施設から一 般就労への移行等	③(自立支援)協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置、就労選択支援事業の利用者数【新規】 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を<u>1事業所以上</u>設置することを基本とする。 また、就労選択支援を利用する障がい者の数を8万2千人以上とする。	③(自立支援)協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置、就労選択支援事業の利用者数【新規】 国の基本指針を踏まえ、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を<u>1事業所以上</u>設置する。 また、令和 11 年度の就労選択支援の利用者数を 8,530 人以上とする。各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標設定すること。	就労選択支援事業所の設置目標は、国と同一 就労選択支援事業の利用者数は、国基準と異なる目標設定
	④就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額 国の基本方針に記載なし	④就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 大阪府の就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額の令和 11 年度の目標の設定については、令和7年度の各事業所の達成状況(実績額)等を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。 各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所における令和7年度の達成状況(実績額)等を踏まえ、目標設定に協力すること。	—
4 地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討 令和 11 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。 また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。	①地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討 大阪府においては、令和8年度末までにすべての市町村において地域生活支援拠点等の整備が完了する予定である。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、地域生活支援拠点等に、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。	国の基本指針の趣旨に準拠

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
4 地域生活支援の充実	② 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備 令和 11 年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。	② 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため、以下のとおり目標を設定する。 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施	国の基本指針の趣旨に準拠
5 相談支援体制の充実・強化等	① 基幹相談支援センター等の設置、地域の相談支援体制の充実・強化、個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保、のぞまないセルフプランの解消 令和 11 年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 また、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	① 基幹相談支援センター等の設置、地域の相談支援体制の充実・強化、個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保、のぞまないセルフプランの解消 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までの目標を次のとおり設定する。 ○基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築 ⇒ すべての市町村 ○基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 ⇒ すべての市町村 ○協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保 ⇒ すべての市町村 ○のぞまないセルフプランの件数 ⇒ ゼロにすることを基本として、市町村へ働きかける。 ※府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。	国の基本指針の趣旨に準拠

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
6 障がい福祉人材の確保・定着、ケア充実 のための生産性向上	⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 都道府県において、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。 また、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する当該ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。 加えて、各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置すること、ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善線に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	①障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 国の基本指針の趣旨を踏まえ、次のとおり設定する。 ○相談支援相談員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修 ⇒研修の実施 ○障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発、相談支援専門員等に対する「意思決定支援ガイドライン」等を活用した研修を実施 ⇒普及啓発及び研修の実施 ○人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口 ⇒ワンストップ窓口を設置 ○ケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会 ⇒協議会の設置	国の基本指針の趣旨に準拠 ※府のみ対象

	第8期障がい福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第8期大阪府障がい福祉計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	①障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【新規】 令和 11 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	①障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【新規】 国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。 また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において以下のとおり目標を設定する。(令和 11 年度末までに) ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。	国の基本指針の趣旨に準拠
	②障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率【新規】 令和 11 年度末までに、都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。	②障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率【新規】 国の基本指針の趣旨を踏まえ、管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。	国の基本指針の趣旨に準拠 ※府のみ対象

第4期障がい児福祉計画に係る国の基本方針及び大阪府の成果目標に関する基本的な考え方

	第4期障がい児福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第4期大阪府障がい児計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
障がい児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保【新規】、インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】 令和 11 年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 また、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。	①児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保【新規】、インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 また、令和 11 年度末までに、インクルージョン推進のための協議の場について、大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。	国の基本指針の趣旨に準拠
	②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制構築の推進 令和 11 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。	②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制構築の推進 難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画については、引き続き、第6次大阪府障がい者計画(仮称)に位置づける(目標としては設定しない)。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、「大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会」及び「新生児聴覚検査推進体制検討会」において、保健医療・福祉・教育等の難聴児支援関係機関が連携し、新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の推進を図る。 また、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、難聴児に係る切れ目ない支援体制の整備を進める。	国の基本指針の趣旨に準拠 ※府、指定都市対象

	第4期障がい児福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第4期大阪府障がい児計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
障がい児支援の提供体制の整備等	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 令和 11 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも <u>1カ所以上</u> 確保することを基本とする。	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも <u>1カ所以上</u> 確保することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す参考値を目安として設定すること。 重症心身障がい児の通所支援サービス確保にあたり、管内での確保が困難であり近隣地域の事業所を利用せざるを得ない場合は、事前に受入調整を行う等、確保に向けた取組を実施すること。 また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した障がい児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。	国の基本指針の趣旨に準拠
	④医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置 令和 11 年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	④医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、大阪府において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に大阪府医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置することを基本とする。なお、設置済みの市町村においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を推進するため、協議の場を活性化すること。	国の基本指針の趣旨に準拠

	第4期障がい児福祉計画に係る国の基本方針 (計画期間終了となる R11 年度末の目標)	第4期大阪府障がい児計画の成果目標に関する基本的な 考え方(計画期間終了となる R11 年度末の目標)	府の考え方
障がい児支援の提供体制の整備等	⑤障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 令和 11 年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	⑤障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 国の基本指針の趣旨を踏まえ、当該児童が 15 歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。 また、指定都市及び児童相談所設置の中核市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。	国の基本指針の趣旨に準拠 ※府、指定都市対象
	⑥障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	⑥障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	国の基本指針の趣旨に準拠
	⑦強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備 令和 11 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	⑦強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 また、指定都市は必要に応じて目標を設定すること。	国の基本指針の趣旨に準拠 ※府、指定都市対象